

地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針（平成三十年国土交通省告示第三号）

（制定 平成三十年一月四日 改正履歴なし）

第一 地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項

一 地域における全国通訳案内士の現状

近年、リピーターを中心とする訪日外国人旅行者の増加や個人型旅行の増加を契機として、各地域に訪れる訪日外国人旅行者数が増加するとともに、文化体験や自然体験等訪日外国人旅行者のニーズが多様化しており、全国各地において質の高いガイドへのニーズが高まっている。しかしながら、全国通訳案内士は、東京や大阪等の大都市部に偏在し、言語についても英語に偏っており、特に地方部において全国通訳案内士が不足していることが課題となっている。このため、地域における訪日外国人旅行者の急増や多様化するガイドへのニーズに的確に対応できる体制を整備することが求められている。

二 育成に関する基本的な考え方

地域における訪日外国人旅行者の急増や多様化するガイドへのニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、各地域固有の魅力を訪日外国人旅行者に伝え、全国津々浦々における異文化の交流を実現するためには、地域の歴史、地理、文化、自然等について質の高い通訳案内を行うことができる通訳案内士の確保が不可欠である。このため、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）」において地域通訳案内士制度を整備したところであり、その育成に当たっては、地方公共団体が地域通訳案内士になろうとする者に対して研修を実施し、地域の歴史、地理、文化、自然等の知識を習得させるとともに、通訳案内の実務やコミュニケーションスキル等地域通訳案内士として必要な能力を習得させることとする。さらに、地域通訳案内士として登録した後も、当該地方公共団体は、地域通訳案内士の質の向上に務めるとともに、地域通訳案内士の就業機会の確保を図るための措置を講ずる。

三 関係者の役割

地域通訳案内士の育成に当たっては、国土交通省や地方公共団体、地域通訳案内士の各関係者の役割を踏まえつつ、関係者間で相互に連携を取りながら対応することが必要である。

(1) 国土交通省

国土交通省は、地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画の作成・変更に関して、必要な情報提供や技術的な助言等を行うほか、地域通訳案内

内士に関する優良事例の横展開を図ることにより、地域における質の高い地域通訳案内士の確保を促進する。

(2) 地方公共団体

地域通訳案内士を育成する地方公共団体においては、参加者に対して研修を実施することにより、質の高い地域通訳案内士を育成するとともに、必要に応じて研修内容の充実・強化を図ることにより、地域通訳案内士としての知識・能力の向上を促す。また、地域通訳案内士の質の向上に務めるとともに、地域通訳案内士の就業機会の確保を図るための措置を講ずる。

(3) 地域通訳案内士

地域通訳案内士は、当該地域における通訳案内に必要となる知識や能力の習得に努めるとともに、地域における通訳案内業務を通じて得た訪日外国人旅行者の嗜好やニーズについて、地方公共団体や地域の観光の関係者等に提供すること等により地域の観光の質を高めていくように努める。

第二 地域通訳案内士育成等計画の作成について指針となるべき事項

地域通訳案内士育成等計画の策定に当たっては、次の事項を定めるものとする。

一 作成主体

地域通訳案内士育成等計画を作成する主体である市町村又は都道府県を記載すること。なお、当該計画は市町村や都道府県が単独で又は共同して策定することも可能である。

二 区域

地域通訳案内士がその業務を行う区域を記載すること。なお、当該区域は市町村又は都道府県の一部の地域のみとして計画を策定することも可能である。

三 外国語

地域通訳案内士として認定する外国語を記載すること。なお、各地域において国別訪日外国人旅行者数の状況が異なることを踏まえ、認定する外国語については、地域の特性に応じて設定することを可能とする。

四 研修実施に係る事項等

(1) 求めるべき外国語能力

① 地域通訳案内士として認定する外国語について、地域通訳案内士として求めるべき一定の能力水準を記載すること。

② なお、「求めるべき外国語能力」とは、原則として、地域通訳案内士を育成する地域の実情を踏まえて設定することを可能とするが、地域通訳案内士の質を確保する観点から、他の地域での導入事例を踏まえつつ、社会生活で求められる外国語を十分理解し、使用することができるなど、外国語でのコミュニケーションに支障のない水準を設定することが望ましい。

(2) 研修項目の内容及び時間数

- ① 地域通訳案内士の育成に当たって実施する研修内容及び各研修時間数を記載すること。
- ② 研修内容及び各研修時間数は、原則として、地域通訳案内士を育成する地域の実情を踏まえて設定することを可能とするが、地域通訳案内士の質を確保する観点からは、他の地域での導入事例を踏まえつつ、研修内容及び時間数について充実を図っていくことが望ましい。

(3) 実施時期

地域通訳案内士の募集時期や研修の実施時期等について記載すること。

五 地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

複数の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を策定する場合には、地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県を記載すること。

六 その他必要と認める事項

地域通訳案内士に対する研修事項の他に、地域通訳案内士育成等計画を策定する市町村又は都道府県の実情を踏まえ、定期的な研修制度の実施や更新制度の導入、用いる地域通訳案内士の名称など、各地方公共団体が地域通訳案内士育成等計画を策定する上で必要となる事項を記載すること。

第三 その他地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

地域通訳案内士の育成に当たっては、以下の事項に十分留意しながら、地域通訳案内士育成等計画の策定を進めていく必要がある。

一 地域通訳案内士の質の維持・向上

地域通訳案内士は、全国通訳案内士と異なり、通訳案内士法上、定期的な研修受講の義務づけがなされていないものの、全国通訳案内士と同様に、地域通訳案内士の認定後において、地方公共団体が自主的に定期研修を行うことにより、質の維持・向上を図っていくことが望ましい。

二 育成事業の運営の安定性の確保

地域通訳案内士の育成に当たって、英語以外の言語を導入する場合には、単一の市町村で育成しようとする、地域通訳案内士に参加する人員が少なくなる懸念がある。このため、育成事業の安定的な運営に向け複数の市町村が連携するなど、より広域で地域通訳案内士を育成していくことが望ましい。

三 地域通訳案内士の活躍支援

地域通訳案内士の活躍支援においては、広範多岐にわたる地元関係者との綿密な連携・協力を図りながら取り組んでいくことにより、地域通訳案内士の認知度向上や就業機会の確保を図っていくことが重要である。